

国立大学法人千葉大学学長解任申出手続細則

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人千葉大学学長解任申出規程(以下「解任申出規程」という。)第9条第1項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学 長(以下「学長」という。)の解任申出手続に関し、必要な事項を定める。

(請求についての審議結果の通知)

第2条 学長選考・監察会議は、解任申出規程第3条に規定する解任の請求についての審議の結果、当該請求が正当であると判断された場合は、その結果を学長及び請求者に通知し、正当でないと判断された場合は、その結果を請求者に通知するものとする。

(事情聴取)

第3条 解任申出規程第3条第2項に規定する事情聴取を行う場合、請求者本人の外、補佐人2名までの出席を認めるものとする。

(意向聴取対象者名簿)

第4条 学長選考・監察会議は、解任申出規程第7条に規定する学長解任申出に係る学内意向聴取(以下「解任申出に係る意向聴取」という。)に際して、学内意向聴取対象者名簿を作成するものとする。

2 前項の学内意向聴取対象者名簿の作成においては、解任申出規程第7条第3項により読み替えられた国立大学法人千葉大学学長選考規程(以下「学長選考規程」という。)第5条第2項から第4項までに定める学内意向聴取対象者の資格を調査するものとし、その作成手続については、国立大学法人千葉大学学長の選考手続に関する細則(以下「選考手続細則」という。)第2条第2項から第8項までの規定を準用する。

(公示の場所)

第5条 解任申出規程第7条第3項により読み替えられた学長選考規程第6条並びに解任申出規程第8条第2項及び第3項の公示は、学長選考規程第6条に規定する部局(以下「部局」という。)において掲示することにより行うものとする。

(通知等の送達)

第6条 解任申出に係る意向聴取の通知は、所属する部局を経て送達するものとする。

(公示及び通知の内容)

第7条 解任申出に係る意向聴取の公示及び通知には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 学長の解任申出を行う理由
- 二 学内意向聴取を行う日時及び場所

(不在者投票)

第8条 解任申出規程第7条第3項で準用される学長選考規程第13条に規定する不在者投票については、選考手続細則第16条の規定を準用する。この場合において、同細則同条第1号中「選考規程第9条の規定による学長候補者の公示」は「学長解任申出に係る学内意向聴取の公示」に、同細則第16条第3号中「学長候補者の氏名」は「学長解任の是非」に読み替えるものとする。

(投票)

第9条 解任申出に係る意向聴取の投票所は、西千葉地区、亥鼻地区及び松戸地区にそれぞれ1か所設置するものとする。

- 2 学内意向聴取対象者は、学内意向聴取の当日、自ら所属部局所在地区の投票所に行き、入場券を受付に提出し、投票用紙を受け取り、投票を行うものとする。ただし、第12条第1項に定める投票立会人は、その立ち会う投票所において、投票するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長選考・監察会議が必要と認めたときは、所属部局の長の申出により、投票所を変更することができるものとする。

(投票の時間)

第10条 解任申出に係る意向聴取の投票の時間は、次のとおりとする。

西千葉地区及び亥鼻地区投票所 9：00～11：30

松戸地区投票所 9：00～10：30

(投票管理責任者)

第11条 学長選考・監察会議議長は、解任申出に係る意向聴取の投票及びその開票を管理させるため、学長選考・監察会議会専門部会の委員の中から、投票管理責任者を指名するものとする。

(投票立会人)

第12条 学長選考・監察会議議長は、教育研究評議会評議員の中から、解

任申出に係る意向聴取の投票の立会人(以下「投票立会人」という。)として、7名を指名するものとする。

2 第9条第1項に定める投票所における投票立会人の配置は、西千葉地区投票所3名、亥鼻地区投票所2名、松戸地区投票所2名とする。

(開票)

第13条 解任申出に係る意向聴取の投票の開票については、選考手続細則第14条第1項を準用する。

2 次の各号に掲げる投票は無効とする。

一 正規の用紙を用いないもの

二 解任申出の是非いずれに記入したかが判別できないもの

3 投票の効力は、投票管理責任者が開票立会人の意見を聞いてこれを判定する。

(投票結果の公示)

第14条 解任申出規程第8条第3項に規定する学内意向聴取結果の公示は、次の各号に掲げる事項とする。

一 投票総数

二 有効投票数

三 無効投票数

四 有効投票数のうち、解任申出を是とする票数

五 有効投票数のうち、解任申出を非とする票数

(事務)

第15条 学長解任申出に関する事務は、学長選考・監察会議の管理の下に事務局総務部が担当する。

2 解任申出規程及びこの細則に規定する学長解任申出に係る事務処理及び取扱いの時間は、原則として勤務時間内とする。ただし、特別の事情があるときは、学長選考・監察会議議長がその都度定めるものとする。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 3 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。